

平成26年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について（概要）

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成26年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関

- ・ 国の行政機関（43機関）
- ・ 独立行政法人等（203機関）

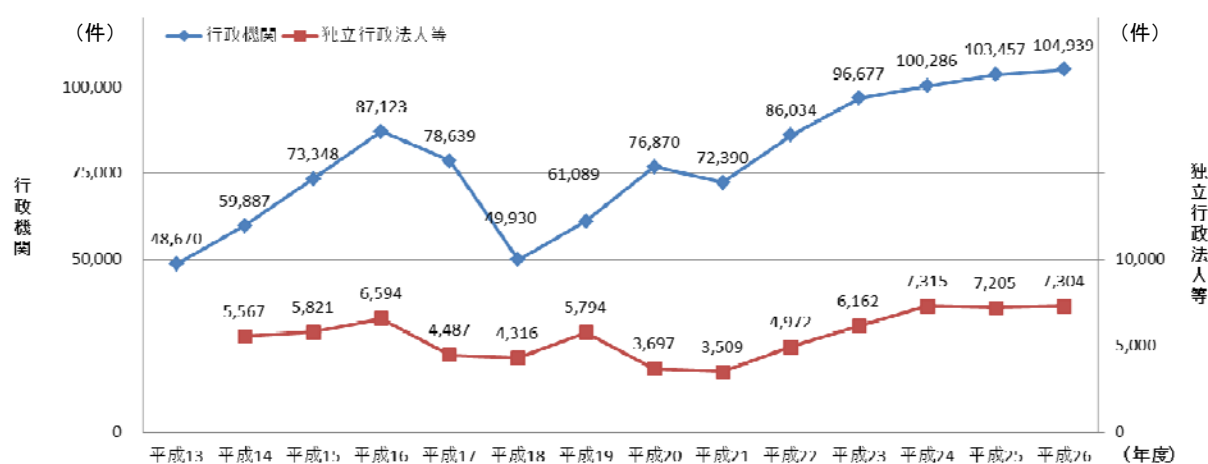
○ 対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの状況について、平成27年3月31日現在で調査

1 開示請求の件数

平成26年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では104,939件、独立行政法人等では7,304件であり、行政機関は過去最多を更新した。

○ 開示請求件数の推移



(注) 平成18年4月に高額納税者公示制度が廃止されたことに伴い、行政機関（国税庁）における開示請求件数が大幅に減少した。

○ 開示請求件数の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	平成26年度	平成25年度
法務省	41,933	37,234
国土交通省	30,477	31,381
厚生労働省	13,009	13,705
人事院	3,892	3,627
国税庁	3,635	3,612
その他	11,993	13,898
計	104,939	103,457

独立行政法人等	平成26年度	平成25年度
国民生活センター	1,838	1,686
医薬品医療機器総合機構	1,562	1,823
日本年金機構	583	553
鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	564	257
東京大学	317	356
その他	2,440	2,530
計	7,304	7,205

2 開示決定等の件数

平成26年度には、行政機関では、97,544件の決定がされ、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）は95,186件（97.6%）、このうち、全部を開示する決定が37,532件（38.5%）、一部を開示する決定が57,654件（59.1%）となり、また、不開示決定は2,358件（2.4%）となっており、一部を開示する決定の割合が前年度より増加している。

独立行政法人等では、7,037件の決定がされ、開示決定は6,361件（90.4%）、このうち、全部を開示する決定が3,189件（45.3%）、一部を開示する決定が3,172件（45.1%）となり、また、不開示決定は676件（9.6%）となっており、これらの割合は前年度とほぼ同様の状況がみられる。

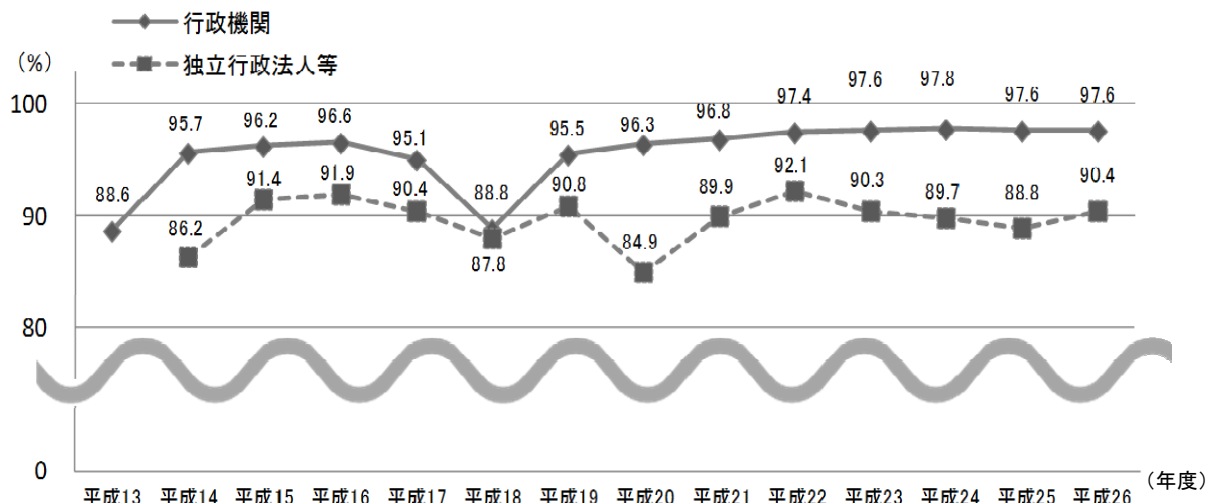
なお、不開示情報が記録された行政文書又は法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長又は独立行政法人等の裁量により開示された（公益裁量開示）例は、行政機関で1件であった。

また、開示決定されたものの、開示請求者から開示実施の申出がなかったものは、行政機関では3,006件、独立行政法人等では170件となっている。

(単位：件、%)

		開示決定等						
		計	小計	開示決定		(開示決定したもの のうち) 公益裁量 開示	(開示決定したもの のうち) 開示実施 の申出なし	不開示 決定
				全部を開示	一部を開示			
行政 機関	平成26年度	97,544 (100)	95,186 (97.6)	37,532 (38.5)	57,654 (59.1)	1 (0.0)	3,006 (3.1)	2,358 (2.4)
	(参考) 平成25年度	95,464 (100)	93,199 (97.6)	39,398 (41.3)	53,801 (56.3)	0 (0.0)	2,889 (3.0)	2,265 (2.4)
独立行 政法人 等	平成26年度	7,037 (100)	6,361 (90.4)	3,189 (45.3)	3,172 (45.1)	0 (0.0)	170 (2.4)	676 (9.6)
	(参考) 平成25年度	5,953 (100)	5,287 (88.8)	2,624 (44.1)	2,663 (44.7)	1 (0.0)	128 (2.2)	666 (11.2)

○ 開示決定の割合の推移



3 開示決定等の期限の遵守状況

開示決定等は、原則として、開示請求のあった日から30日以内にしなければならないとされており、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期限を30日以内に限り延長することができる。

また、開示請求の対象となる行政文書又は法人文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる（期限を開示請求者に通知）とする期限の特例が設けられている。

平成26年度にされた開示決定等の期限の遵守状況は以下のとおりであり、期限内に決定がされたものの割合は、行政機関が99.9%、独立行政法人等が99.7%となっており、いずれも前年度と同様の状況がみられるが、期限を超過したものの件数は、独立行政法人等において減少した。

(単位：件、%)

	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		延長手続を採ったもの		期限の特例規定を適用したもの		合計		
		期限内に決定がされたもの (a)	期限を超過したもの (b)	期限内に決定がされたもの (c)	期限を超過したもの (d)	期限内に決定がされたもの (e)	期限を超過したもの (f)	期限内に決定がされたもの (a+c+e)	期限を超過したもの (b+d+f)	
行政機関	平成26年度	97,544 (100)	88,298 (90.5)	34 (0.1)	6,307 (6.4)	5 (0.0)	2,898 (3.0)	2 (0.0)	97,503 (99.9)	41 (0.1)
	(参考) 平成25年度	95,464 (100)	85,879 (90.0)	15 (0.0)	6,339 (6.6)	4 (0.0)	3,210 (3.3)	17 (0.1)	95,428 (99.9)	36 (0.1)
独立行政法人等	平成26年度	7,037 (100)	4,945 (70.2)	9 (0.1)	1,072 (15.2)	3 (0.1)	998 (14.2)	10 (0.1)	7,015 (99.7)	22 (0.3)
	(参考) 平成25年度	5,953 (100)	4,484 (75.3)	12 (0.2)	950 (16.0)	5 (0.1)	490 (8.2)	12 (0.2)	5,924 (99.5)	29 (0.5)

○ 期限を超過したもの（行政機関別内訳）

（単位：件）

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
内閣官房	1	0	0
内閣府	1	4	0
宮内庁	0	0	1
外務省	0	0	1
厚生労働省	7	0	0
林野庁	1	0	0
国土交通省	24	1	0
計	34	5	2

○ 期限を超過したもの（独立行政法人等別内訳）

（単位：件）

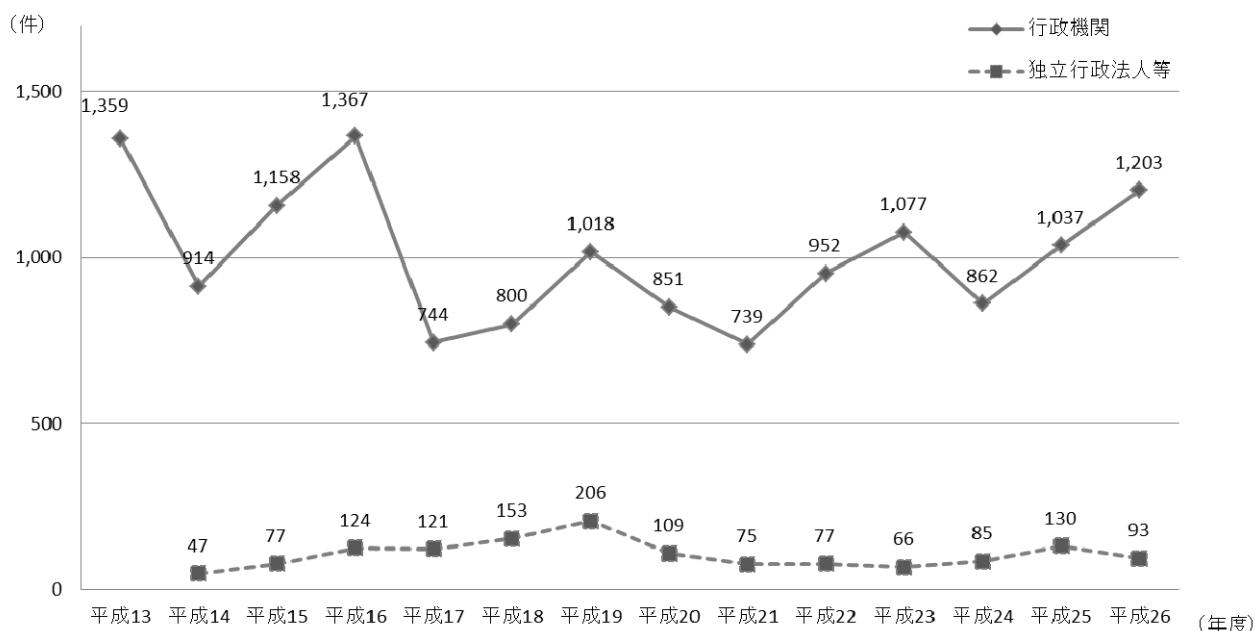
	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
医薬品医療機器総合機構	1	1	1
地域医療機能推進機構	1	0	0
日本スポーツ振興センター	5	0	9
理化学研究所	0	2	0
日本司法支援センター	2	0	0
計	9	3	10

4 不服申立て

(1) 不服申立て件数

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、行政機関の長に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。また、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成26年度にされた不服申立ての件数は、行政機関では1,203件、独立行政法人等で93件となっており、行政機関において増加した。



(2) 不服申立ての処理状況

開示決定等について不服申立てを受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている。

① 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月に各府省申合せを行い、不服申立て後の審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り90日以内に行うこととした。

平成26年度に審査会に諮問した事案について、不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間は、以下のとおりであり、90日を超えた件数の割合は、行政機関では31.0%と、前年度より割合、件数共に増加した。また、独立行政法人等では4.8%と前年度より割合、件数共に減少した。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 90日以内	90日超
行政機関	852 (100)	79 (9.3)	509 (59.7)	264 (31.0)
(参考) 平成25年度	658 (100)	85 (12.9)	482 (73.3)	91 (13.8)
独立行政法人等	83 (100)	31 (37.4)	48 (57.8)	4 (4.8)
(参考) 平成25年度	102 (100)	35 (34.3)	59 (57.8)	8 (7.8)

○ 90日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
内閣官房	7
法務省	1
外務省	15
厚生労働省	16
国土交通省	53
気象庁	1
海上保安庁	1
原子力規制委員会	1
防衛省	169
計	264

独立行政法人等	件数
国立高等専門学校機構	1
大学入試センター	1
東北大学	1
広島大学	1
計	4

② 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

上記①で示した各府省申合せにおいては、答申後の裁決・決定についても、原処分を妥当とする答申などにあつては30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り60日以内に行うこととした。

審査会の答申を受けて平成26年度に裁決・決定をした事案について、答申を受けてから裁決・決定するまでの期間は、以下のとおりであり、60日を超えた件数の割合は、行政機関では5.7%、独立行政法人等では26.6%と、それぞれ前年度より割合、件数共に増加した。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 60日以内	60日超
行政機関	635 (100)	378 (59.5)	221 (34.8)	36 (5.7)
(参考) 平成25年度	499 (100)	304 (60.9)	170 (34.1)	25 (5.0)
独立行政法人等	94 (100)	46 (48.9)	23 (24.5)	25 (26.6)
(参考) 平成25年度	61 (100)	38 (62.3)	14 (22.9)	9 (14.8)

○ 60日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
法務省	1
外務省	2
防衛省	33
計	36

独立行政法人等	件数
住宅金融支援機構	17
日本年金機構	1
東北大学	6
信州大学	1
計	25

5 訴訟

平成26年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、行政機関では9件、独立行政法人等では4件となっている。

○ 訴訟（新規提訴）件数の推移

